

1 事業の概要

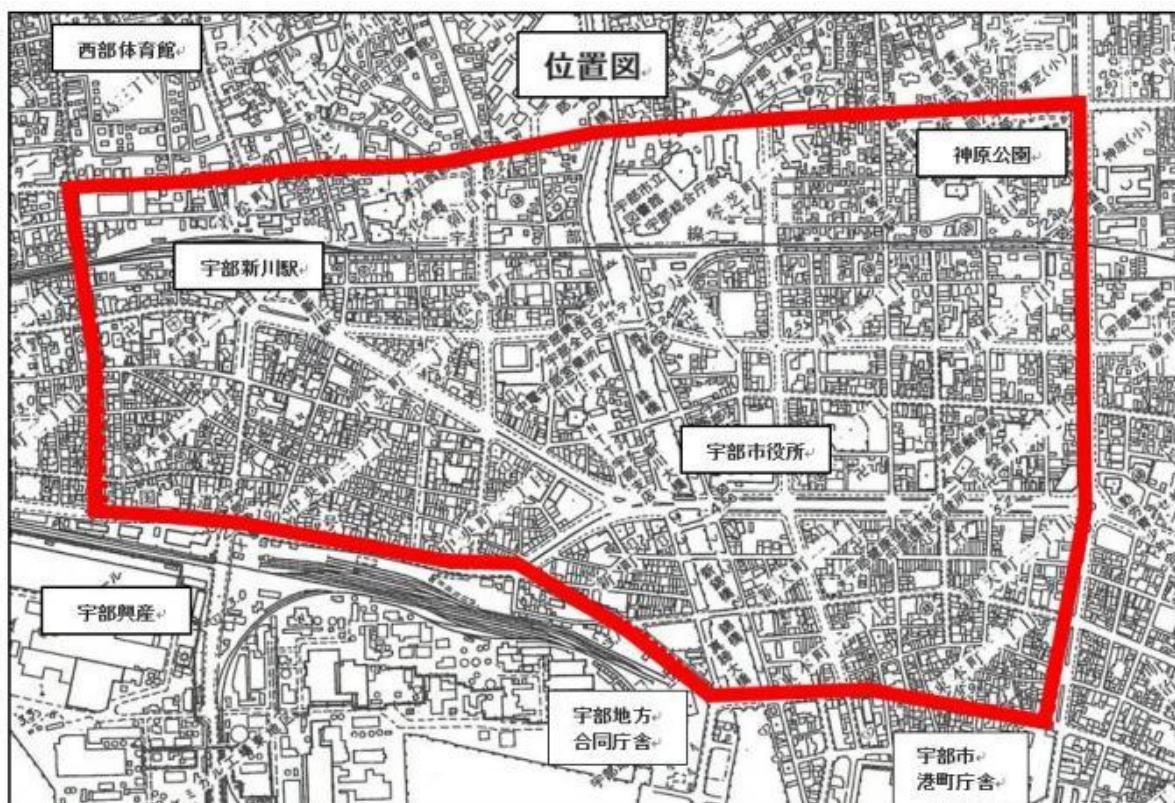
中心市街地の空き地等の高度利用と建築物の建設を促進し、商業の活性化及び定住人口の増加、にぎわい創出を図るため、建築物等の新築又は増築に係る固定資産税相当額を助成します。



2 対象の区域

下図の中心市街地内（約 140ha）

＜携帯で閲覧の場合はコチラ＞



3 助成の対象

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 1 日までの間に、対象区域内において、新築又は増築された建築物の所有者（固定資産税を納付する方）。

ただし、風俗施設、工場・倉庫等の建築は対象外。

4 助成金の額

新たに課せられることとなった家屋、土地の固定資産税相当額

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から起算して 3 年度を限度とする。

5 申請期間

各年度の当該固定資産税の最終納付を行った翌日から当該年度の３月 15 日（当該日が土曜若しくは日曜日の場合は、翌月曜日）までとする。

6 申請方法

申請書類に記入し、必要書類を添えてご持参ください。

申請用紙はダウンロードできます。

7 担当部局

総合戦略局 コンパクトシティ・共生型包括ケア推進グループ
電話番号：0836-34-8468